

参考1 第3期スポーツ基本計画(スポーツ庁策定)の概要

【国】スポーツ庁 第3期スポーツ基本計画 (R4～8年度の5年間)

スポーツ基本法(2011年制定)

- スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備

スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための具体的施策等を規定

スポーツ基本計画

5年間の日本のスポーツの重要な指針

今後の我が国のスポーツ政策の方向性を示すもの



「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」

スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と示されている。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合うような「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツ基本計画においては必要な方針や具体的施策等を示すことが求められている。



基本計画で取り扱う「スポーツ」

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通じて、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つもの(「Well-being」の考え方にもつながる)

基本



する



みる



ささえる

スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという社会活性化等に寄与する



地域社会の再生



健康長寿社会の実現

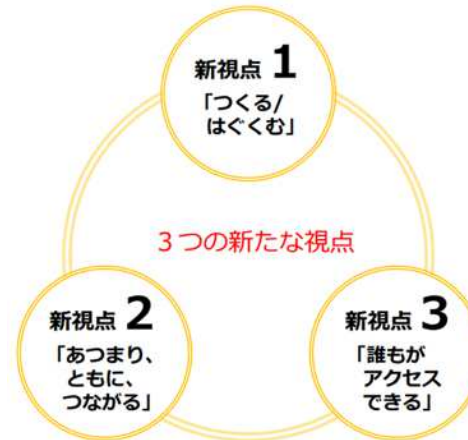


国民経済の発展



国際相互理解の促進

中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、以下の3つの新たな視点が必要



3つの新たな視点は、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に密接に関係しあう側面があることに留意。

1. 「つくる/はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

2. 「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

3. 「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

- ①多様な主体におけるスポーツの機会創出
- ②スポーツ界におけるDXの推進
- ③国際競技力の向上
- ④スポーツの国際交流・協力
- ⑤スポーツによる健康増進
- ⑥スポーツの成長産業化
- ⑦スポーツによる地方創生、まちづくり
- ⑧スポーツを通じた共生社会の実現
- ⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
- ⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
- ⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- ⑫スポーツ・インテグリティの確保

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

○国民のスポーツ実施率を向上

- ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%(障害者は40%)
- ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける(障害者は70%を目指す)

○生涯にわたって運動・スポーツを継続してきたい子どもの増加

- (児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%)
- 子供の体力の向上(体力テスト総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%)

○誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現

- ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒見学ゼロを目指した学習プログラム開発
- ✓ スポーツ団体の女性理事の割合を40%

○オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現

○スポーツを通じて活力ある社会を実現

- ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成(2025年まで)
- ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40%

○スポーツを通じて世界とつながる

- ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々へ裨益を目標に事業を推進
- ✓ 国際競技連盟(IF)等役員37人規模の維持・拡大